

第 12 回全員協議会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 1 月 27 日 (水曜)		午前 10 時 25 分 開会
	休憩		
会議場所	役場 3 階 委員会室		
出席議員 氏 名	議 長 早苗 豊	議 員 寺町 平一	議 員 堀切 忠
	議 員 常通 直人	議 員 鈴木 健充	議 員 橋本 和仁
	議 員 西尾 一則	議 員 中村 和宏	議 員 中田智恵子
	議 員 柴田 正博	議 員 立川 美穂	議 員 黒田 栄継
	議 員 正村紀美子	議 員 梶澤 幸治	
	議 員 広瀬 重雄	議 員 渡辺洋一郎	
欠席議員 氏 名			
説明等に 出席した 者の氏名			
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	総務係長 佐藤 史彦	
『会議に付した事件と会議結果など』			
1 開 会			
議長が開会を告げ、事務局が日程を説明後、協議する。			
2 議 件			
(1) 協議事項			
ア 議会委員会条例の一部改正について			資料1-1・2
3 その他			
2 議 件 (1) 協議事項			
ア 議会委員会条例の一部改正について			資料1-1・2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長：説明を。 ・ 事務局長：資料 1 - 1、1 - 2 説明。 ・ 議長：一つは課設置条例改正に伴う所管替え、教育委員会教育長の設置に伴う改正。もう一つはオンライン会議を開催するための改正というところである。まず質疑を受けたい。課設置条例改正に伴う改正についてはいかがか。 			
(質疑無し)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 梶澤議員：この改正については回数を重ねて議論してきたもの。住民生活に直結している課などに留意して議論して提案したところ。意見があればまた議運でも議論していきたい。 			

- ・議長：次に意見はあるか
(意見無し)
- ・議長：意見ないので、この件は資料のとおり、改正スケジュールに沿って議運で議論しながら正式案として提案に向けて準備していく。次に2点目について、教育委員長から教育長に向けてについて。法改正から時期が経過しているが、文言改正をということでの提案であるが。
(異議無し)
- ・議長：同時に改正していく。次に資料1-2について議論を、いわゆるオンライン会議を目指した条例改正である。詳しく資料で説明したとおりで、7Pで考え方をまとめているもの。初めての提案である。質疑を受けたい。
- ・広瀬議員：説明が長くて分かりづらいので、再度伺う。基本的にはこのコロナの中で、それに対応するためのオンラインでということは理解するし改正の方向で良いが、この状況下での改正なのか。それともコロナの終息後でも使っていくことを想定しての議論なのか。
- ・梶澤議員：基本的には資料6P~7Pを。議会BCP改正にも記載あるように、議会機能を継続するための体制づくりをしなければならない。終息した後も新型のウイルス発生も考えられるだろうとしたときにもしっかりと対応できるように。また災害対策ということもありえる。そうした中でもオンライン会議をできるような体制づくりをしたいということがポイント。
- ・広瀬議員：BCP改正したので、そのため議会の機能継続ということで、コロナ後の社会では、直接、この協議の中では議論されていないということで理解してよいか。
- ・梶澤議員：コロナが収まっても新たな感染症などの発生があっても議会として機能継続することが重要であるということ。
- ・広瀬議員：私はそれだけでは不足と考える。いわゆるコロナ後の社会、農村の光回線も整備していくなかで、コロナや大規模災害の活用は重要であるしすぐにやるべきであるが、災害時の他に2点、ポイントがあったと思う。本人の疾病や子育て介護などは別途協議するということであるが、今回はこれは入れないで、あくまで感染症と災害だけということになるのか。改めて検討するのか。
- ・梶澤議員：今回、初めて提案した際には、本人の疾病や子育て介護なども議論したが、まずは感染症と気象災害ということに絞って議論していこうということであった。以前も議論があった休暇の理由としての介護や子育て、別途議論していこうというものである。重要であるので、しっかりと今後、議論していきたいと考える。
- ・広瀬議員：まずは3月にはこの改正、またその後もあるということで理解。もう1点質疑である。総務省、他の自治体の状況もあるが、自分の今までの理解では、総務省の見解、他の自治体の状況、あっても我々は我々の議会である。議会改革を10年やってきて、他の自治体の状況は別として、議会改革の観点、議員のなり手不足の観点など、広い観点で、今後の発想で検討してもらわないといけない。今、オンラインの会議、使うのは非常によいことであるが、今の段階で、先ほど説明があ

ったこともしっかりと捉えていかないといけないのではないか。せっかくタブレットなどの道具があり、環境も整備されている中で、今のうちから考えていくべきではないか。

- ・梶澤議員：総務省、他自治体の資料をお見せしたのはあくまでも参考である。議運としては、議会機能継続のための条例改正であることは理解いただきたい。またなり手不足対応の部分も重要。次期改選に向けて、今後、諮問会議を立ち上げて、なり手不足議論の中でオンライン機能を生かした、当事者の負担軽減など、幅広く慎重に議論していきたい。
- ・広瀬議員：感染症、気象災害の他、3番目にその他として議長あるいは委員長が認めるときというところを加えるべく検討すべきではと考えるが、検討するのか。
- ・梶澤議員：今の意見、今回初の提案である。今回いただいた意見を加えて議論をしていきたいが、今回の条例改正は、この非常時に限りというところであるし、委員長の判断で開催できるとしてまとめたいが、再度、議運でも議論していきたい。
- ・議長：初の協議であるので、多くの議員の意見を伺いたい。
- ・黒田議員：今回は感染症と災害というところは理解できる。今はリモートが多く、取り組んでいる人の8割はこの環境を継続したいという情報もある。この環境を継続していくことは非常に重要であると考えている。
- ・広瀬議員：これから議運で議論、全協で決定となろうが、災害時、感染症対策は十分理解できる。そのプラスアルファの議論を早急に進めたいということ。先ほどの介護、病気などあるが、議員のなり手について議論されていないが、仕事を持ちながら議員を続けることが時間的なりクスがあり議員になれない。また育児、介護などを行いながら、また会社勤めをしている方、全ては無理としても少しでもリモートでできる会議媒体を準備することで、自分も会議に出られるということにしていきたい。そういう視点から議論をしていただきたい。
- ・梶澤議員：今の2人の意見いただいた。慎重に議論をしていく必要がある。育児や介護、会社勤めなども重要であるが相当の議論が必要。多くの議員から意見をいただきたいのと、町民からも意見をいただきながら、検討していきたい。時期改選に向けて議論をしていかなければならない。
- ・議長：少し整理していきたい。今回のオンライン会議の改正条例の議論の中で、そういった会議の場、緊急時、災害時等に限定して消極的に活用するという考え方、また積極的に活用するという考え方、があろうかと思う。議運委員長からは議会BCPに則った活用を進め、その後、幅を広げるような議論をということであったかと思うが、この順序について意見があれば。
- ・柴田議員：同僚議員が言われたことに尽きる。このタイミングでコロナの中で、一部改正をするということであれば、変えられるところは変えていこうということは、コロナではなくとも、この次の人に向けた改正ができるのであればやっていった方がよい。早く取り組んで、設置して、芽室町議会はその門戸を広げていくことを積極的にやってほしい。
- ・議長：ほかに意見がないようである。この件については、今日の意見を踏まえ議運で議論を進めるということであるが、改正に向けてのスケジュールは、他の改正

点と同様、3月定例会議での提案に含めていくということが良いか。

(異議無し)

- ・議長：スケジュールとしては、議運で、その議論を進めていく。また、全協で了解を頂いた中で、議会提案していく。

3 その他

以上で会議を終了する。

傍聴者数	一般者	1名	報道関係者	1名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

令和3年1月27日

芽室町議会議長 早苗 豊